

# 第3章 公的年金の適用と保険料

## 1 公的年金の適用

厚生年金の適用事業所に使用される 70 歳未満の者は厚生年金の被保険者となります。また、国・地方公共団体の公務員や私立学校教職員共済制度の加入者は、共済組合の組合員等となります。これら官民の被用者は、原則として、厚生年金又は共済年金（被用者年金）に加入すると同時に、国民年金の被保険者（第 2 号被保険者）となります。

被用者年金加入者の配偶者であって主として被用者年金加入者の収入により生計を維持する人のうち 20 歳以上 60 歳未満のものは、国民年金の被保険者（第 3 号被保険者）となります。

これら以外の者、すなわち自営業者、農林漁業者などで 20 歳以上 60 歳未満の人はすべて国民年金の被保険者（第 1 号被保険者）となります。

## 2 公的年金の保険料

国民年金の被保険者(第 1 号被保険者)は、国民年金に毎月一定額(平成 19(2007)年度は 14,100 円)の保険料を納めます。

厚生年金の被保険者は、毎月受け取る給与や賞与に基づいて、定められた保険料率(平成 19 年 9 月～20 年 8 月は 14.996%)を乗じた額を労使で折半負担します。厚生年金の保険料は、事業主が納付義務を負っており、事業主は従業員に支払う給与等から被保険者本人負担分を源泉控除して保険料を納めます。

国民年金の第 3 号被保険者は、自ら保険料を納めません。第 3 号被保険者に将来支払われる基礎年金の費用は、配偶者(第 2 号被保険者)が加入する制度からの拠出金で賄われているためです。

<図表 3-1>

職業等	加入制度	保険料
自営業者、農業者、学生等(20歳以上60歳未満で下記以外の人)	国民年金 【第1号被保険者】	14,100円(月額) ※毎年度280円(平成16年度価格*) ずつ引き上げられ、最終的に16,900円*で固定。
被用者	厚生年金適用事業所に雇用される70歳未満の人(民間サラリーマン、OL等)	厚生年金 月収の14.996%(労使折半。本人負担は月収の7.498%) ※毎年9月に0.354%ずつ引き上げ、最終的に18.3%で固定。
	公務員 私立学校教職員	共済年金 加入共済制度により月収の11.522%～14.896%(労使折半)
専業主婦等(被用者の配偶者であって主として被用者の収入により生計を維持する人)	国民年金 【第3号被保険者】	保険料負担は要しない。 (配偶者が所属する被用者年金制度(厚生年金または共済年金)が負担。)

※平成16年度価格とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したものです。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められます。